

種別	番号	題 名	主 管 課
公告	286	開発行為に関する工事の完了について	まちづくり指導課
公告	287	学校教育 I C T 支援業務委託に係る公募型プロポーザルの実施について	教育研修課
公告	288	姫路市女性就労に関する実態調査業務委託に係る公募型プロポーザルの実施について	労働政策課

姫路市公告第 286号

令和 7年 6月 5日

姫路市長 清 元 秀 泰

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

記

1 許可年月日及び許可番号

令和6年10月23日

姫路市指令土 第1－35－2号（24）

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

姫路市飾東町庄字割付野92番、94番1、94番4、94番5、104番1、105番2、106番1、106番6及び106番1地先水路

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

姫路市辻井一丁目1番23号

株式会社赤鹿地所

代表取締役 赤鹿 保生

令和 7年 6月 5日

姫路市長 清 元 秀 泰

学校教育 I C T支援業務委託に係る公募型プロポーザルの実施について

標記の件について、下記のとおり公告する。

記

1 プロポーザルに付する事項

(1) 業務名

学校教育 I C T支援業務委託

(2) 業務の概要

文部科学省の G I G Aスクール構想に基づき、学校現場において整備された I C T機器や情報システムを効果的に活用するため、支援体制を整備するもの。

(3) 履行場所

姫路市立総合教育センターほか

(4) 業務期間

契約を締結した日から令和 12年8月31日まで（長期継続契約）

※ 地方自治法第234条の3、地方自治法施行令第167条の17及び姫路市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第3号に基づく60ヵ月の長期継続契約を予定している。

(5) 提案上限金額

月額4, 177, 000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

※令和8年度以降の予算について、予算の承認が得られない場合又は予算の減額がされた場合は、この契約を変更し、又は解除することができる。なお、契

約を変更し、又は解除した場合において受託者に損害のある場合は、受託者は、その損害の賠償を本市に請求することができる。この場合における賠償額は、本市と受託者における協議の上、定めるものとする。

2 プロポーザルの実施

- (1) 本件は、学校教育 I C T 支援業務委託公募型プロポーザル募集要項に基づき実施する。募集要項は、姫路市役所ホームページで提供する。

(<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000028412.html>)

- (2) 担当部署及び連絡先

姫路市教育委員会事務局学校教育部総合教育センター教育研修課

〒670-0935 姫路市北条口三丁目29番地

電話：079-224-5841

姫路市公告第 288号

令和 7年 6月 5日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市女性就労に関する実態調査業務委託に係る公募型プロポーザ
ルの実施について

標記の件について、下記のとおり公告する。

記

1 プロポーザルに付する事項

(1) 業務名

姫路市女性就労に関する実態調査業務委託

(2) 業務概要

姫路市女性就労に関する実態調査業務委託要求水準書のとおり

(3) 業務期間

契約締結日から令和8年2月27日まで

(4) 提案上限金額

5, 500, 000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

2 プロポーザルの実施

- (1) 本件は、姫路市女性就労に関する実態調査業務委託公募型プロポーザル募集要項に基づき実施する。姫路市女性就労に関する実態調査業務委託公募型プロポーザル募集要項は、姫路市ホームページで提供する。

(<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000030920.html>)

- (2) 担当部署及び連絡先

姫路市観光経済局商工労働部労働政策課

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

電話 (079) 221-2094